

○京都府立大学広報委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第21号)

(設置)

第1条 京都府立大学（以下「本学」という。）に京都府立大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、本学の広報に関して、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全学の広報活動に関する事項
- (2) 各部局における広報活動の調整に関する事項
- (3) 広報の企画及び立案とその推進に関する事項
- (4) 広報誌等の編集に関する事項
- (5) インターネットへの情報提供に関する事項
- (6) その他広報に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 京都府立大学教育研究評議会運営規程（平成20年京都府立大学規程第2号）第2条第2項第1号に規定する広報を総括する教育研究評議会委員

(2) 文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部から選出された各1名の教員

(3) 企画・地域連携課長、学務課長及び附属図書館事務長

2 前項に定める委員のほか、委員長が学長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

3 第1項第2号に掲げる委員は、所属学部の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰するとともに、委員会の所掌事項を総括する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画・地域連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。